

### 産業廃棄物処分業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3

氏名 有限会社北海陸運  
代表取締役 小川 哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成29年 1月 8日

許可の有効年月日 平成34年 1月 7日

1. 事業の範囲

埋立 (がれき類、廃プラスチック類 (ただし、自動車等破砕物 (自動車 (原動機付自転車を含む。)) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部 (自動車の窓ガラス、自動車のバンパー (プラスチック又は金属から成る部分に限る。)) 及び自動車のタイヤを除く。)) の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装 (固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの (有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。)) 以下同じ。)) 及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず (自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず (おおむね15センチメートル以下のものに限る。))、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場  
設置場所 中川郡本別町美里別659番4  
設置年月日 平成10年6月29日  
処理能力 9,796㎡ 61,429㎡  
許可年月日 平成10年6月18日  
許可番号 十環生第200-2号

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月 8日 変更許可 (埋立 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)、破砕 (木くず) の追加。)  
平成13年 7月11日 変更許可 (破砕・分離 (紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) の追加。)  
平成14年 1月 8日 許可の更新  
平成16年10月15日 事業の一部廃止届出 (破砕・分離 (紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) の削除。)  
平成17年 1月18日 事業の一部廃止届出 (破砕 (廃プラスチック類、木くず、がれき類) の削除。)  
平成19年 2月15日 更新時変更許可 (破砕 (廃プラスチック類、ゴムくず) の追加。)  
平成23年11月29日 事業の一部廃止届出 (破砕 (廃プラスチック類、ゴムくず) の削除。)  
平成24年 1月 8日 許可の更新  
平成29年 1月 8日 許可の更新  
平成29年10月 1日 施行令改正 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・**無**